

令和7年度第2回入札監視委員会 会議録

1. 報告事項

主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<p>「契約事務における不適正な事務処理について」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再発防止のための研修や、複数人でのダブルチェックは大変有用で重要なことである。業務が増加することも考えられるので、必要であれば職員を増員することも含めて対応を考えるべきである。</li> <li>・形式判断ができるフローチャートを作成するなど、業務の標準化により、職員の負担を増やすことのないようにしてもらいたい。</li> <li>・豊橋市契約規則には見積書はなるべく2人以上から徴さなければならないとあるが、今回の事務処理は違法ではなかったという認識でよいか。2人以上から見積書を徴取することについて、ガイドラインなどにはどのように記載されていたのか。</li> </ul> <p>(1) 令和7年度上半期入札・契約状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・質疑等なし</li> </ul> <p>(2) 令和7年度上半期入札参加停止の状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・豊橋市における事案の入札参加停止理由は何か。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書の記載内容に不備があり、業者が見誤ったと考えられることはないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市において新たに業務が増えれば、これまでも業務の見直しや、全体の体制を考慮して対応している。</li> <li>・フローチャートやチェックシートなど業務を標準化できる手法を調査研究していく。</li> <li>・本市契約規則に反する行為であり、不適正な事務処理ではあるが、明らかな違法性はないと考えている。ガイドラインではなく、業者選定要領等において少額随契は3者から見積書を徴取することとしていた。</li> <li>・業者が仕様書を見誤り、見積書に提示した金額では履行不可能であるとして、落札決定したにもかかわらず契約を締結しなかったことが、「豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領別表第12項不正又は不誠実な行為」に該当するため。</li> <li>・本件は、仕様書に設置、稼働に必要な作業を含むと記載があり、他の見積合わせ参加者からは適正な金額の提示もある。契約辞退を申し出た業者からは、仕様書を見落としたと確認している。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約は次点の業者と締結したのか。</li>   <li>(3) 令和7年度上半期不調・不落状況について</li> <li>・労務単価は年に1回の改定ということなので、最低賃金の改定と、労務費の改定の間にはタイムラグがあるということによいか。</li>   <li>・冊子に記載されている最新の積算用単価と時価にはどのくらいのタイムラグがあるのか。</li>   <li>・資料には「労務単価には事業主が負担すべき人件費（必要経費分）は含まれていない」とあるが、工事費に必要経費が含まれないということか。</li>   <li>・市民病院の案件について、3回の公告に対し、3回とも応札者がいない理由をどう考えているか。</li>   <li>・予定価格を引き上げる考えはないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再度、見積合わせを行った。</li>   <li>・そのとおり。</li>   <li>・品目によっては、最新の価格である場合もあるし、最新とは1か月程度の差がある場合もある。</li>   <li>・市が工事を発注する際は、予定価格に国が定める歩掛で算出した必要経費を含めている。</li>   <li>・外来治療室に隣接するため夜間又は休日の施工となること、施工が困難な要素があるため敬遠されたこと、他の工事を行っており技術者を配置できなかったことなどが考えられる。</li>   <li>・公共工事の積算方法は歩掛や基準で決まっているので、今回、予定価格を上げることはできないと考えている。</li> </ul>
---	---

## 2. 審議事項

### 主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<p>(1) 審議案件（8件）について（2件ずつ審査） 「落札率（最低制限価格と同額）」</p> <p>② 道路反射鏡設置工事2</p> <p>⑧ マンホール蓋取替工事（その2）</p> <p>・労務単価は1円単位であるし、0.5人工の場合もあると思われるが、3者が同額で入札することはあるのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市販の積算用ソフトウェアがあり、市も業者も使用している。また、全てではないが労務単価や端数処理についても公表されており、業者は市と同様の</li> </ul>

<p>・最低制限価格制度を採用しているとのことだが、予定価格に対する割合が決まっているのか。</p> <p>(参考意見)</p> <p>・自治体によっては、談合を防止するため、最低制限価格にランダム係数を乗じて算出しているところもある。しかし、正確な積算をした業者が落札できないのは好ましくないため、豊橋市の現在の算出方法でよいと思う。</p> <p>・最低制限価格で何者も応札してくるということは、業者にとって非常にメリットがある工事なのか。</p> <p>・最低制限価格は、業者の利益についてどのように設定されているのか。</p> <p>「一者応札」</p> <p>③ こども未来館屋根防水改修等工事</p> <p>⑨ 小鷹野浄水場第2水源水中モータポンプ取替工事</p> <p>・③について、高額案件にもかかわらず1者応札であった要因は何と考えるか。</p> <p>・⑨について、1者応札の要因は何と考えるか。</p>	<p>積算が可能である。</p> <p>・実施要領により工事費の大分類（直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）ごとに割合が決まっており、その合計額が最低制限価格となる。</p> <p>・メリットがあることも一因と考えられる。</p> <p>・「中央公契連モデル（※）」に準じて、業者の利益を含めた率を設定している。</p> <p>（※）「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（令和4年3月4日改正）」</p> <p>・一般的に防水工事には通常複数者が入札に参加してくることが多いが、今回は技術者を配置できる業者が少ない時期であったことが要因である。</p> <p>・機械器具設置工事は、市内登録業者が14社であるが、業者によっては技術者の配置が困難であったことや、少額であるので業者は利益を得にくい案件と判断したと考えている。</p>
--	---

<p>「一者随意契約」</p> <p>④ 3号炉維持整備工事</p> <p>⑩ 中島処理場（分流）曝気攪拌装置修繕</p> <p>・④について、一者随意契約で落札率が99.9%というのは割高に感じるため、当施設については、施設導入時にメンテナンスも含めた入札をすべきであった。</p> <p>・⑩の落札率が86.3%と低い、その要因は何と考えるか。</p> <p>「建設コンサルタント」</p> <p>⑥ 橋梁点検委託業務2（R7）</p> <p>⑫ 下水道管渠詳細診断業務（その2）</p> <p>・⑫の入札結果をみると、予定価格超過、最低制限価格に満たない失格など金額にばらつきがあるが、コンサルの入札では一般的に起こることなのか。</p> <p>・金額の最大と最小にかなりの差があるが、要因として何が考えられるか。</p> <p>・建設コンサルとは実際何をするのか、建設工事においてどのような役割なのか教えてほしい。</p> <p>・⑫について、予定価格と調査基準価格にかなり差があるように思える。</p>	<p>・当施設は建設当時から、メンテナンスは別発注で行ってきており、今回も同様の発注を行っているが、現在建設中の新焼却施設は30年間のメンテナンスを含めた契約を行っている。</p> <p>・業者からの下見積もりを参考に予定価格を作成したが、見積合わせでは業者は経費等の金額を下げてきたものと推測している。</p> <p>・一般的に、設計単価や歩掛に基づいて積算した業務に対しては業者も的確な金額を算出してくるが、見積り単価を徴取して積算した業務には、業者間の算出にずれが生ずると認識している。</p> <p>・会社の経営状態により差が生ずるものと考えられるが、人件費等を下げて入札したり、金額を高く入札してくることはあるのかと推測している。</p> <p>・今回は下水管の耐震診断や地質調査を行った。今回の調査結果をもとに耐震化が必要な下水管の対処方法を検討する委託業務を発注し、その後、下水管の修繕工事や耐震工事を行うもの。</p> <p>・「中央公契連モデル」に準じており、工事に伴う委託業務は建設工事と比べると差は大きくなっている。</p>
--	---

### 3. その他（全体を通して）

質問・意見	回答（要旨）
<p>・週休2日制度や労働時間の規制についての取組みはどのようなになっているか。</p> <p>（確認事項）</p> <p>・審査の対象となった入札及び契約に関しては、適切に行われていることを確認した。</p> <p>・現時点で、委員会から市への提言等はないことを確認した。</p>	<p>・市発注工事には週休2日制度は導入済みである。労働時間について、特に問題になっているとは聞いていない。</p>